（建設産業二課の所掌事務）

第八十三条の三　建設産業二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第八十一条第十号から第十三号の五まで及び第十六号の二から第十六号の四までに掲げる事務に関すること。

二　（略）

三　測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、マンション管理業者、住宅宿泊管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。

四～五　（略）

（建設産業二課の所掌事務）

第八十三条の三　建設産業二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第八十一条第十号から第十三号の四まで及び第十六号の二から第十六号の四までに掲げる事務に関すること。

二　（略）

三　測量業者、建設コンサルタント、地質調査業者、宅地建物取引業者、不動産特定共同事業者、マンション管理業者、賃貸住宅管理業者及び不動産鑑定業者の組織する中小企業等協同組合、協業組合及び商工組合に関すること。

四～五　（略）

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第四条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四十八　（略） 四十八の二　住宅宿泊管理業者の登録及び監督に関すること。 四十八の三　賃貸住宅管理業者の登録に関すること。 四十九～五十一　（略） （建設産業課の所掌事務） **第三十九条**　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十四　（略） 十四の二　住宅宿泊管理業者の登録及び監督に関すること。 十四の三　賃貸住宅管理業者の登録に関すること。 十五～十八　（略）	（事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四十八　（略） （新設） 四十八の二　賃貸住宅管理業者の登録に関すること。 四十九～五十一　（略） （建設産業課の所掌事務） **第三十九条**　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～十四　（略） （新設） 十四の二　賃貸住宅管理業者の登録に関すること。 十五～十八　（略）

第一号様式（第五条関係）　（Ａ４）

住宅宿泊管理業者登録申請書

（第一面）

住宅宿泊事業法第23条第１項の規定により、住宅宿泊管理業者の登録の申請をします。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

年　月　日

地方整備局長
北海道開発局長　殿

登録申請者　商号又は名称
氏名　印
（法人である場合においては、代表者の氏名）
電話番号
ファクシミリ番号

受付番号 ※

受付年月日 ※

申請時の登録番号
（　）

（有効期間：　年　月　日～　年　月　日）

登録の種類 □ １．新規　２．更新

※	登録番号	国土交通大臣登録（　）第　号
※	登録年月日	年　月　日
※	有効期間	年　月　日から 年　月　日まで

項番 11

◎商号、名称又は氏名及び住所

法人番号	
フリガナ	
商号、名称又は氏名	
郵便番号	－
住所	

法人・個人の別 □ １．法人　２．個人

確認欄 ※

項番 12

◎代表者又は個人に関する事項

フリガナ	
氏名	
生年月日	－　年　月　日
性別	□男性　□女性

確認欄 ※